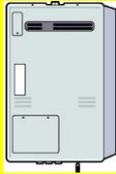
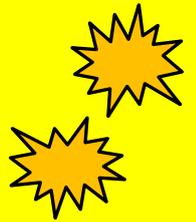


# 給湯器等の点検商法に



# ご注意ください!



現在、静岡県内において、給湯器やガス設備等の点検を行い、「給湯器が古い・サビが付いている」等、消費者の不安をあおり、早期の交換を勧めることで高額な費用を提示する、不当な点検商法等が下記のとおり多数報告されております。

メーカーや公的な点検事業者を思わせる会社名を名乗り、点検日時の約束を取り付けようとする電話や、突然自宅を訪問し点検を迫るケースもありますので、十分注意をしてください。

なお、静岡県LPガス協会では、静岡県警察本部と連携して、消費者被害の拡大防止に努めておりますので、不審だと感じた場合は、当協会設置のお客様相談所やご契約されているLPガス事業者にご相談ください。



CASE1	令和5年9月7日(木) 三島市	CASE2	令和5年9月9日(土) 焼津市
<p>〇〇センターが消費者様宅を訪問し、「給湯器を見せしてほしい」と半ば強引に宅内に上がり込み、給湯器の確認(点検)を行った。</p> <p>確認(点検)後、<u>〇〇センターは、「給湯器が古いので、すぐに交換した方が良い」、「このまま使用しているとガス漏れや出火の恐れがあり、すぐに交換が必要だ」、「現在契約しているガス事業者は、ポンペを運んでいるだけで、給湯器の交換は実施しない」等と、消費者様に対し虚偽の報告を行い、給湯器交換の契約を迫った。</u></p> <p>消費者様は、〇〇センターからの言葉を信じ、『工事請負契約書(注文書)』を記入。これを受け、〇〇センターは消費者様と給湯器取替工事の着工日を決め帰宅。</p> <p>〇〇センターが帰宅後、消費者様は一連の内容について不審な点が多いことから心配になり、現在契約しているガス事業者へ連絡。</p> <p>その後、消費者様自ら、電話により給湯器取替工事の契約について取消しを行った。(クーリングオフの行使済)</p>	<p>消費者様宅に、<u>男が来訪し、「●●(メーカー)です。給湯器の点検に来ました」と言って、宅内の点検作業を始めようとした。</u></p> <p>消費者様は不審に感じ、点検を断った。</p> <p>同日、この一連の内容について、消費者様から現在契約しているガス事業者に報告があり、同ガス事業者から●●(メーカー)に事実確認を行ったところ、「当社から直接、アポイントなしに消費者様宅に点検に回ることはない」との回答であった。</p>		
		CASE3	令和5年10月初旬以降 熱海市
		<p>〇〇センターが消費者様宅に電話を掛け、「ガス給湯器の点検を行いたい」と、一方的に点検日を指定し、約束を取り付けた。</p> <p>当日、<u>〇〇センターが外回りの点検と給湯器部品の確認を行い、給湯器が古く壊れる可能性があるとの理由で給湯器の交換を迫ったため、消費者様は心配になり契約を行った。</u></p> <p>後日、現在契約しているガス事業者が事情を把握し、給湯器等の点検を行ったところ、不具合なく使用できることが確認できたため、消費者様にその事実を伝えましたが、工事日が翌日に迫った中で、消費者様もご高齢ということもあり、解約手続きをためらい、結局、給湯器の交換が行われてしまった。</p>	

※熱海市では、CASE3のような給湯器交換に至らないまでも、点検日時の約束を取り付けようとする不審電話が継続的に発生しておりますので、十分ご注意ください。

※上記に関することについては、下記相談所でもご相談いただけます。

**静岡県LPガスお客様相談所**  
(一般社団法人静岡県LPガス協会内設置)

TEL : 0120-17-2680

受付時間

平時 : 8時30分~17時15分

LPガス事業者